

防災備蓄庫に係る 建築基準法 の取り扱いについて

以下の条件を全て満たした防災備蓄庫について、建築物には該当しないものとして取り扱います。

設置場所・対象

札幌市が管理する公共用地に設置するもの又は下記設置主体が管理する公共用地に準じる土地※に設置するもの

※ 自治会・町内会などが管理(所有や賃貸等により管理実態が確認できるもの)する土地(例:町内会館の敷地等)

設置主体

札幌市、自治会、町内会など防災を担う組織が設置するもの

収蔵品

地域の防災活動に必要な資機材(消火・救助・救護・避難生活用等)のみを収納するもの

規模・構造

不燃材料で作られた、延べ面積が5㎡以下のもの

利用実態

発災時・防災訓練時及び収納品の点検時等を除き、内部に人が立ち入らないもの

●留意事項●

・ 転倒防止措置

建築物に該当しない場合であっても、強風や地震等の災害時に転倒・移動・飛散して二次被害を引き起こすことがないように、設置者の責任において、コンクリート基礎の設置や金属製アンカーによる緊結等の十分な転倒防止措置に配慮すること。

・ 防災備蓄庫の表示

防災備蓄庫である旨を見やすい場所に表示することが望ましい。